

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当たる翌日が休日には、その日が当たる)

## 規則

看護職員修学資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成五年三月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県規則第四号

看護職員修学資金貸付規則の一部を改正する規則

看護職員修学資金貸付規則(昭和三十七年十二月鳥取県規則第六十九号)

の一部を次のように改正する。

第十三条第二号イ(2)中「第一条の五第二項」を「第一条の五第三項」に改める。

### 附 則

この規則は、平成五年四月一日から施行する。

## 告 示

### 規則の施行

看護職員修学資金貸付規則の一部を改正する規則(医務課)

字の区域の変更(地方課)

保険薬剤師の登録(保健課)

土地改良事業の認可(三件)(農村整備課)

土地改良事業の工事の完了(〃)

保安林の指定の解除予定(二件)(森林保全課)

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)

開発行為に関する工事の完了(〃)

選舉運動從事者及び労務者に対し支給することができる  
実費弁償の額等

選挙管理委員会の招集

教委告示  
臨時教育委員会の招集(総務課)

公安告示  
遊技機の型式の検定(防犯少年課)

鳥取県告示第二百三十七号  
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、青谷町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、平成五年三月十六日からその効力を生ずる。

平成五年三月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

字の名称を変更する	同上の区域（平成四年十月十五日現在の地番による。）
-----------	---------------------------

亀尻字竹の前	亀尻字竹の前の全域
--------	-----------

亀尻字若宮三三九の一、三四〇の一から三四〇の四まで、三四一、三四二から三四四まで、三四五の一、三四七の一、三四八の一、三四八の二、三四九、三五〇の一、三五〇の二及びこれらと一体をなす国有地

亀尻字立田三七九、三八〇、三八一の四、三八三の五と一体をなす国有地の一部

亀尻字西牛三八七、三八八の一、三八九から四一〇まで及びこれらと一体をなす国有地並びに三八六と一体をなす国有地の一部

亀尻字胡摩河原四一、四一二の三、四一七の一、四一八の一、四一九、四二〇の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

亀尻字瀬入田四二二の一、四二三の一、四二四、四二五の一、四二六の一、四二七、四二八の一、四二八の三、四三〇の一、四三一の一、四三三の一及びこれらと一体をなす国有地並びに四二八の二と一体をなす国有地以外の区域

亀尻字胡摩河原三八七、三八八の一、三八九から四一〇まで及びこれらと一体をなす国有地並びに三八六と一体をなす国有地の一部

亀尻字若宮三三九の一、三四〇の一から三四〇の四まで、三四一、三四二の一、三四二から三四四まで、三四五の一、三四七の一、三四八の一、三四八の二、三四九、三五〇の一、三五〇の二及びこれらと一体をなす国有地以

外の区域

鳥取県告示第二百三十八号  
健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

平成五年三月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

告示する。

平成五年三月十六日

氏名	登録の記号及び番号
藤井美樹	鳥薬第八三四号
登録の年月日	平成五年二月二十五日

## 鳥取県告示第二百三十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、佐治村が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）木合谷地区農業用用排水）を平成五年三月十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成五年三月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第二百四十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、北条町が行う土地改良事業（農村総合整備モデル事業北条（東新田場二号線）地区農道整備）を平成五年三月十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成五年三月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第二百四十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第一百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

平成五年三月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
" " " "	団体営農道整備事業穂原地区農道整備	昭和五十四年五月二十一日
" " " "	団体営農道整備事業里仁地区農道整備	昭和五十九年三月二十一日
" " " "	団体営農道整備事業広岡地区農道舗装	昭和六十一年二月二十日
" " " "	団体営農道整備事業三山口地区農道舗装	昭和五十四年九月三十日
" " " "	団体営農道整備事業高住地区農道舗装	昭和五十四年十月二十七日
" " " "	団体営農道整備事業桂見地区農道舗装	昭和五十五年十月二十七日
" " " "	団体営農道整備事業長柄地区農道舗装	昭和五十五年十二月十日
" " " "	団体営かんがい排水事業妙徳寺地区農業用用排水	昭和五十五年九月三十日
" " " "	団体営かんがい排水事業瀬地区農業用用排水	昭和五十六年三月二十五日
" " " "	団体営かんがい排水事業里仁地区農業用用排水	昭和五十八年三月二十二日
" " " "	団体営かんがい排水事業（同和対策）高殿	昭和五十八年三月二十五日
" " " "	団体改良総合整備事業（同和対策）高殿	昭和五十九年三月三十日
" " " "	団体改良総合整備事業（同和対策）土居	昭和五十九年三月二十三日
" " " "	団体改良総合整備事業（一般）布勢地区	昭和五十六年三月二十五日
" " " "	団体改良総合整備事業（一般）湖山地区	昭和六十年三月二十日
昭和五十五年九月三十日	農村基盤総合整備事業鳥取南部（高路）地区農業用用排水	昭和五十八年三月二十二日
昭和五十五年九月三十日	農村基盤総合整備事業鳥取南部（篠坂）地区農業用用排水	昭和五十八年三月二十二日
昭和五十五年九月三十日	農村基盤総合整備事業明治（坂根）地区農業用用排水	昭和五十八年三月二十二日
昭和五十五年九月三十日	農村基盤総合整備事業鳥取南部（西井手）地区農業用用排水	昭和五十五年三月二十五日
昭和五十五年九月三十日	農村基盤総合整備事業鳥取南部（福井）地区農業用用排水	昭和五十八年三月二十二日
昭和五十五年九月三十日	農村基盤総合整備事業大郷（松原）地区農業用用排水	昭和五十八年七月二十日
昭和五十五年九月三十日	農村基盤総合整備事業大郷（福谷）地区農業用用排水	昭和五十九年三月二十一日
昭和五十五年九月三十日	単県土地改良事業香取地区農道舗装	昭和五十三年三月二十五日
昭和五十五年九月三十日	単県土地改良事業杉崎地区農道舗装	昭和五十五年一月十四日
昭和五十五年九月三十日	農業用用排水及び農道整備事業足山地区農道舗装	昭和五十七年一月三十日
昭和五十五年九月三十日	農業用用排水及び農道整備事業（地域改善）馬場	昭和五十二年二月二十八日
第一地区農業用用排水、暗渠排水及び農道整備	土地改良総合整備事業（地域改善）馬場	昭和五十六年五月十四日
第二地区農業用用排水、暗渠排水及び農道整備	土地改良総合整備事業（地域改善）下味	昭和五十七年三月二十日
野地区農道舗装	土地改良総合整備事業（地域改善）下味	昭和五十八年十二月二十三日
野地区かんがい排水	野地区かんがい排水	昭和五十九年三月十日

単県土地改良事業滝山地区農道整備	昭和五十六年三月二十五日
単県土地改良事業前河原地区農道整備	昭和五十三年三月二十五日
単県土地改良事業北村地区農道整備	昭和五十五年三月二十五日
単県土地改良事業伏野地区農道整備	昭和五十七年三月二十日
単県土地改良事業晚稻地区農道整備	昭和五十六年十二月二十六日
単県土地改良事業尾崎地区農道整備	昭和五十四年三月二十六日
単県土地改良事業湖山地区農道整備	昭和五十五年三月二十五日
単県土地改良事業高津地区農道整備	昭和五十五年三月二十五日
単県土地改良事業紙子谷地区農業用用排水	昭和五十五年三月二十五日
単県土地改良事業横枕地区農業用用排水	昭和五十五年三月二十五日
単県土地改良事業才谷地区農道整備	昭和五十五年一月二十九日
非補助土地改良事業下砂見地区農道整備	昭和五十五年八月二十三日
非補助土地改良事業船木地区農道整備	昭和五十七年三月二十日
非補助土地改良事業六反田地区農道整備	昭和五十八年九月六日
非補助土地改良事業岩吉地区農業用用排水	昭和五十四年六月二十二日
農用地利用増進特別対策事業伏野地区農業用用排水	昭和五十八年三月二十二日
農村地域定住促進対策事業末恒（白兎）農業用排水	昭和五十九年三月二十一日
農村地域定住促進対策事業末恒（伏野・三谷）農業用用排水	昭和六十一年十二月二十日
農村地域定住促進対策事業末恒（伏野・三谷）農道整備	昭和六十二年三月二十日

農村地域定住促進対策事業末恒（白兎）農業用排水	昭和五十九年三月二十一日
山村地域農林漁業特別対策事業上段地区農業用用排水	昭和五十四年三月二十五日
山村地域農林漁業特別対策事業下砂見地區農道整備	昭和五十四年三月二十五日
山村地域農林漁業特別対策事業西今在家地区農業用用排水	昭和五十四年三月二十五日
山村地域農林漁業特別対策事業上砂見地區農道整備	昭和五十五年五月三十日
山村地域農林漁業特別対策事業松上地区農業用用排水	昭和五十六年三月二十日
団体営土地改良事業（同和対策）国安地区農道舗装	昭和五十三年十一月十四日
団体営土地改良事業（同和対策）下味野地区農道舗装	昭和五十五年三月二十五日

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

## 鳥取県告示第二百四十三号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成5年3月16日 火曜日

## 鳥取県公報

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字柿谷字狼谷六〇二の五

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

送電施設用地とするため

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す  
る。

平成五年三月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字福吉字大水口西三〇五の一（次の図に示す部分に限  
る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び三

朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 鳥取県告示第二百四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、倉吉市から倉吉都市計画地区画整理事業の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成五年三月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第二百四十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成五年三月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成三年十一月十八日 鳥取県指令受都計三一三第六号

二 開発区域に含まれる地域の名称  
東伯郡東伯町大字逢束字下谷端及び字谷端並びに大字徳万字中馬込及び字東馬込

鳥取県選挙管理委員会委員長 長尾義男

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
鳥取市吉方温泉一丁目五六十

一 選挙運動に従事する者一人に対し支給することができる実費弁償の額  
鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額

イ 鉄道賃

日本海リース株式会社

ハ 車賃  
水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額  
船賃

代表取締役 嶋山光哉

二 選挙運動に従事する者一人に対し支給することができる実費弁償の額  
鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額

イ 鉄道賃

### 選挙管理委員会告示

#### 鳥取県選挙管理委員会告示第十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号。以下「法」という。）第二百九十一

七条の二第一項及び第二項の規定に基づき、選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の額、選挙運動のために使用する労務者に対する支給することができる報酬及び実費弁償の額並びに選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員及び専ら法第二百四十二条第一項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者に限る。）に対し支給することができる報酬の額を次のように定め、昭和五十八年十一月鳥取県選挙管理委員会告示第二百一十八号（選挙運動従事者及び労務者に対し支給することができる実費弁償の額等について）は、廃止する。

平成五年三月十六日

- イ 費弁償の額
- イ 鉄道賃、船賃及び車賃

三 選挙運動のために使用する労務者一人に対し支給することができる実費弁償の額

ハ 車賃  
一日につき五千円

一食につき千円、一日につき三千円  
茶菓料

一夜につき一万二千円

ホ 弁当料  
一日につき五百円

二 選挙運動のために使用する労務者一人に対し支給することができる報酬の額

イ 基本日額  
一万円  
超過勤務手当  
一日につき五千円

実

平成5年3月16日 火曜日

それぞれ第一号イ、ロ及びハに掲げる額  
いて

ロ 宿泊料（食事料を除く。）

一夜につき一万円

四 選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員及び専ら法  
第百四十二条第一項の規定により選挙運動のために使用される自動車又  
は船舶の上における選挙運動のために使用する者に限る。）一人に対し  
支給することができる報酬の額

イ 選挙運動のために使用する事務員

一日につき一万円

ロ 専ら法第百四十二条第一項の規定により選挙運動のために使用され  
る自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者

一日につき一万五千円

鳥取県選挙管理委員会告示第十六号  
平成五年第三回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成五年三月十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長尾義男

## 公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二十二号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に  
関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の

一日時 平成五年三月二十一日（月）午前十一時  
二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県厅選挙管理委員室  
三 議題 平成五年度市町村選管委員・啓発担当者研修会の開催要領につ

## 教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第五号

臨時教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成五年三月十六日

鳥取県教育委員会委員長 西尾圭介

一日時 平成五年三月二十一日（日）午後三時

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県厅教育委員会教育委員室

### 三 議題

- 1 市町村教育委員会教育長の承認について
- 2 その他

9 平成5年3月16日 火曜日

鳥 取 県 公 報

第6455号

規格に適合していると認めたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成五年三月十六日

鳥取県公安委員会委員長 德 田 博 司

遊技機の種類	型 式	製造業者名
ぱちんこ遊技機	エキサイトフェニックス2	株式会社ニューギン
"	エキサイトジャック2	"
"	ドラキュラ城—AA	"